

## 1 法の支配に関する安保理閣僚級公開討論

2023年1月の安保理議長月の機会を捉え、1月12日、**林外務大臣は安保理で法の支配に関する閣僚級公開討論**を主催。4か国の外相を含む10か国の閣僚級など計77か国等が参加(過去1年の安保理公開討論で最多の参加国数)。グテーレス国連事務総長やドナヒュー国際司法裁判所(ICJ)所長も出席。



- 林大臣は、ロシアのウクライナ侵略等により加盟国が分断され得る状況を念頭に、各国に対して「**法の支配のための結集 (uniting for rule of law)**」を呼びかけ。多くの国が時宜を得たテーマとして歓迎。
- 林大臣から、法の支配によってこそ小国も含め全ての国が力の恐怖から解放される旨発言したことに呼応し、複数の国が中小国にとっての法の支配の重要性を指摘。
- 林大臣を含む多くの国が国連憲章や1970年の友好関係原則宣言に言及し、国際法の誠実な遵守の必要性を指摘し、**武力の行使・威嚇の禁止、紛争の平和的解決の重要性**を強調するとともに、**ロシアによるウクライナ侵略を非難**。複数の国が北朝鮮による核・ミサイル開発について批判。
- 林大臣を含む複数の国や国連事務総長が、ICJの強化とそのための**強制管轄権の受諾**を呼びかけた。
- 林大臣が、多国間主義と法の支配の中核たるべき**国連の機能強化の文脈で安保理改革の必要性**に言及。アフリカを含む複数の国からも改革の必要性につき発言あり。
- 一部の国からは、法の支配に関する異なる見解も示された(制裁、ダブル・スタンダード等)。

## 2 二国間会談等

- グテーレス国連事務総長、クールシ国連総会議長、トーマス・グリーンフィールド米国連大使、ソアレシュ・カーボベルデ外相、カシス・スイス外相、サーイグ・アラブ首長国連邦国務大臣と会談。また、オルギン・エクアドル外相、レイバ・コロンビア外相、ラトレー英国政務次官、ザパロヴァ・ウクライナ第一副外相など懇談。
- これらの会談を通じ、法の支配の重要性を確認。また、安保理改革を含む国連の機能強化や、2024年の未来サミット、北朝鮮、ウクライナ、中東、アフリカの情勢等についての連携強化を確認。

### 3 林外務大臣ステートメント「法の支配のための結集」(概要)

- 世界は、欧州での侵略戦争、アフリカから中東、中南米、アジア太平洋に至る紛争、暴力、テロ、地政学的緊張に見舞われており、エネルギーや食糧の危機、脆弱なサプライチェーン、気候変動、世界的な健康問題によってさらに状況は悪化。
- 大小を問わず、すべての国連加盟国は、法の支配の下でこそ、力の恐怖から自由になることができる。力による支配の下ではそうはなり得ない。国際法が尊重され、誠実に履行されない限り、国連憲章の一条一項にある国際の平和と安全の維持は達成されない。
- 法の支配は安保理の責任と本質的に結びついている。法の支配は多国間主義を通じてこそ守ることができる。国連が多国間主義の中核たるべきであり、安保理がその守護者たるべき。
- 「法の支配のための結集」を呼びかける。国家間の法の支配は、陣営を選ぶことではなく、対立する陣営の中間をとることでもなく、国連加盟国が積み上げてきた揺るぎない原則に立ち戻ること。
- 国連憲章や1970年の友好関係原則宣言等から導き出される法の支配の本質的な要素は次の3点。
  - (1) 合意を守る。さもないと力と威圧のジャングルと化す。国連憲章、国連の決議、国際判決・仲裁等の誠実な遵守。これらは単なる紙くずではない。ロシア軍のウクライナからの即時撤退を。
  - (2) 力や威圧による国境の書き換えは許されない。
  - (3) 国連憲章の違反に協力して立ち向かう。侵略への直接・間接の支援を控えるよう呼びかける。
- 法の支配は、各国国内の予測可能性、透明性、公平性の向上につながり、経済発展や人間の安全保障の基礎。
- 多国間主義の中核たるべき国連と、特にその重要機関である安保理には重い責任あり。安保理の改革は待ったなしであり、常任・非常任双方の議席を拡大すべき。これは特にアフリカに当てはまる。
- 法の支配の最後の番人である国際司法裁判所(ICJ)は重要。各国に対しICJの強制管轄権を受諾するよう呼びかける。



## 4 主な参加者の発言概要

- 国連事務総長: 世界が「無法の支配」に陥るリスクあり。露のウクライナ侵略を批判。北朝鮮の違法な核・ミサイル計画は明白な危険。国際的義務に従い、交渉に戻る責任は北朝鮮側にある。友好関係原則宣言や法の支配に関する2012年の国連総会決議に言及しつつ、法の支配の重要性を強調。
- ICJ所長: 法の支配の定義については様々な議論があるとしつつ、紛争の平和的解決の観点から、各国が紛争の解決を国際裁判所に委ね、裁判所の決定を、たとえ不利なものであっても遵守するよう呼びかけた。
- アカンデ・オックスフォード大学教授: 各国が憲章上の義務を誠実に履行することが重要。他国の領土一体性や政治的独立のために力を行使することは許されないということについて憲章は明らか。強制管轄権の受諾国が拡大すれば法の支配の重要な前進。平和と安全の維持に関して協力し、国際法の重大な違反を終わらせるために協力する義務を履行すべき旨指摘。
- 米国: 法の支配は我々を結びつけてきたもの。すべての人や国は法の上には存在しない。米国は国連憲章の下での義務を受け入れてきている。国際の平和と安定に向けためざましい進歩にもかかわらず、今日、国連憲章の原則に関するコミットメントに失敗しているとして、ロシアのウクライナ侵攻等を批判。米国は完璧ではないが、安定的な国際システムのためにパートナー国と貢献していく。
- 中国: 国際法を選択的に適用する二重基準が存在。国際的なルール作りは、一部の国の特権ではなく、すべての国によって決められるべき。法の支配を強化するために、一方的な制裁を拒否しなければならない。「ルールに基づく国際秩序」はどのようなもので、誰がルールを作るのか等が曖昧。国連を中核とする国際的な秩序が唯一の秩序である。
- ロシア: 会合のテーマ設定が公平性に欠ける。欧米諸国は、ロシアが世界の平和と安全を脅かすというシナリオを発信しているが、自国の違反行為は無視している。「ルールに基づく国際秩序」は西側が自ら作ったルールであり、同意しない。事務総長の提唱する新たな「法の支配」のビジョンは不明瞭であり、実際には「ルールに基づく国際秩序」に過ぎない。ICJは政治的に扱われてはならない。